

創発的研究支援事業

2020年度募集要項

募集期間

2020年6月1日（月）～ 7月31日（金）午前12時（正午）



国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

創発的研究支援事業推進室

2020年6月

創発的研究支援事業に関心を持つ研究者の方々へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症の拡大というこれまで経験したことのない難局は、徐々に、感染の拡大を防止しながら、同時に社会経済活動を本格的に再開していくという、新たなステージに移行しつつあります。

今後の世界を見通せば、イノベーションの覇権を巡って各国が凌ぎを削っていく様相は、一層激しさを増していくことが予想されます。

こうした中、我が国が世界と伍して破壊的なイノベーションにつながる成果を創出していくためには、リスクの高い野心的な研究構想に、研究者が腰を据えて打ち込める環境を作ることが更に重要になっていきます。

文部科学省では、若手を中心とした研究者に、これまでに類をみない最長10年にわたる研究資金と、研究に専念できる環境の整備を一体的に支援する新たな事業を創設しました。

本事業では、短期的な成果主義に陥ることなく、研究者としての資質を重視するとともに多様性と融合に配慮して創発的研究を支援し、破壊的イノベーションにつながる成果が生み出されることを目指します。また、選ばれた研究者が思う存分その能力を発揮できるよう、所属機関が研究環境の整備に努めることを期待するとともに、科学技術振興機構を中心に関係者がきめ細かな支援を行うこととしています。

本事業のこうした特徴を最大限に活かして、未来のノーベル賞につながるような成果が創出されることを期待しています。また、ここで得られた経験や知見が、他の制度や大学等の取組にも広がることで、我が国の研究環境全体が改善されることも強く期待しています。

各方面から大きな期待が寄せられる本事業に、是非、我こそはと思う多くの方々に応募していただきたいと思います。

将来の我が国を牽引する研究者になるという高い志をもち、リスクを恐れず、果敢に挑戦し続け、他分野を含む多様な研究者と積極的に交流し、鼓舞しあい、互いに切磋琢磨し、大いに飛躍していくことを願っています。

令和2年6月1日

文部科学大臣 萩生田 光一

序章 研究提案募集の概要

(1) 研究提案募集及び選考スケジュールについて

2020 年度の研究提案の募集・選考のスケジュールは、以下の通りです。創発的研究支援事業では、破壊的イノベーションにつながるシーズを創出する潜在性をもった科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する研究分野を対象に、失敗を恐れず長期的に取り組む必要のある挑戦的・独創的な研究提案を募集します。

研究提案募集は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通して行います。指定された締切日時までに応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても不受理とします。

なお、2020 年度募集では、提案時の所属機関を問わず 1 提案者につき、1 件の応募とします。加えて本事業は今年度を 1 回目として、2021 年度、2022 年度と計 3 回の研究提案募集を予定していますが、提案時の所属機関を問わず 1 提案者につき、計 2 回まで応募できます。

詳しくは、「**2.1.3 応募回数の制限**」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

研究提案の募集開始	<u>2020年6月1日（月）</u>
研究提案の受付締切 （府省共通研究開発 管理システム [e- Rad] による受付期限 日時)	<u>7月31日（金）</u> <u>午前12時（正午）</u> <u><厳守></u>
書類選考期間	8月上旬～11月中旬
面接対象者への通知	11月下旬～12月上旬
面接選考期間	12月上旬～2021年1月中旬
選定課題の 通知・発表	12月下旬以降順次通知・発表
研究開始	2021年1月以降順次開始

※ 二重下線を付した日付は確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となる場合があります。

※選考の日程や連絡方法は決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>

面接選考対象者には、「面接対象者への通知」期間に電子メールにてその旨の連絡及び面接用資料の作成を依頼します（書面の発送は行いません。e-Radに登録された電子メールアドレスに通知しますので、受信可能な状態に設定してください）。なお、面接選考の結果、採択となる可能性が高い方には、12月下旬以降、委託研究契約締結の可否等の確認のため、JSTより研究提案者に連絡を差し上げます（電話又は電子メールにて連絡をいたします）。

(2) 研究提案の応募方法について

提案書の様式等、応募に必要な資料は、研究提案募集ウェブサイトからダウンロードしてください。

応募はe-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>) を通じて行っていただきます（第5章）。締切間際はe-Radにアクセスが集中することでシステムに負荷がかかり、ページ遷移に時間がかかる、提案書をアップロードできない、エラーが発生しトップページに戻る等のトラブルが発生し、締切までに応募を完了できない場合がありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。定められた募集締切日時までに応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。また、募集締切時刻以降の提案書の差し替え等には応じられません。なお、応募期間中にe-Rad上で大規模なシステムトラブルが発生し、e-Radを通じての研究提案応募が困難となるような場合には、研究提案募集ウェブサイトを通じて対応策を掲示する場合がございますので、予めご了承ください。

所属機関・役職等についてe-Radの記載と提案書本文の記載を統一してください（相違があった場合は提案書本文の記載を正として扱います）。e-Radにアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理といたしますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式（特に様式1：提案書表紙）の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

なお、JSTは、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備について一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JSTは提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正、又は提案者に対する訂正の依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

また、研究提案募集のスケジュール等に変更が生じる場合には研究提案募集ウェブサイトにてお知らせいたします。研究提案の応募方法及び応募に当たっての留意事項については、研究提案募集ウェブサイト並びに、第2章、第4章、第5章、及び別紙をご参照ください。

- ・研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>

- ・研究提案の応募方法については、以下をご参照ください

「第 2 章 公募・選考について」、「第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」及び別紙「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法」

- ・応募に当たっての留意事項については、以下をご参照ください。

「第 4 章 応募に際しての注意事項」

目 次

第 1 章 研究提案公募にあたって	1
1.1 創発的研究支援事業について	1
1.1.1 創発的研究支援事業の概要	1
1.1.2 創発的研究支援事業の運営について	1
1.2 応募・参画を検討されている研究者の方々へ	3
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	3
1.2.2 ダイバーシティの推進について	5
1.2.3 公正な研究活動を目指して	7
1.2.4 オープンアクセス及びデータマネジメントプランについて	8
第 2 章 公募・選考について	9
2.1 研究提案の公募について	9
2.1.1 公募の対象となる研究提案	9
2.1.2 募集期間及び選考日程	9
2.1.3 応募回数の制限	9
2.1.4 研究体制	9
2.1.5 研究提案から採択までの流れ	10
2.1.6 研究期間	10
2.1.7 研究費（上限額）	10
2.1.8 採択予定課題数	11
2.1.9 応募要件	11
2.2 研究提案の選考について	14
2.2.1 選考の観点	14
2.2.2 選考方法	15
2.2.3 利益相反マネジメントの実施	16
第 3 章 採択後の研究推進等について	18
3.1 研究計画及び契約に関する事項	18
3.1.1 研究計画の作成	18
3.1.2 研究契約	18
3.1.3 研究費	18
3.2 研究推進に関する事項	20
3.2.1 運営スキームについて	20
3.2.2 創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保	21
3.2.3 「創発の場」の形成	21
3.2.4 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度	22
3.2.5 研究課題評価	23
3.2.6 採択された研究者の責務等	23
3.2.7 研究機関の責務等	25
3.2.8 出産・子育て・介護支援制度	27
3.2.9 JREC-IN Portal のご利用について	28
第 4 章 応募に際しての注意事項	29
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	29
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	30
4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	32
4.4 不正使用及び不正受給への対応	33
4.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	34
4.6 関係法令等に違反した場合の措置	35
4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	35

4.8 繰越について	35
4.9 府省共通経費取扱区分表について	35
4.10 費目間流用について	35
4.11 年度末までの研究期間の確保について	36
4.12 研究設備・機器の共用促進について	36
4.13 博士課程（後期）学生の処遇の改善について	37
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	39
4.15 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	39
4.16 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	40
4.17 社会との対話・協働の推進について	41
4.18 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	41
4.19 論文謝辞等における体系的番号の記載について	42
4.20 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	42
4.21 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	43
4.22 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	47
4.23 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	47
4.24 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	47
4.25 研究者情報の researchmap への登録について	48
4.26 JST からの特許出願について	48
4.27 「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」について	48
第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について	50
5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項	50
5.2 e-Rad による応募方法の流れ	51
5.3 利用可能時間帯、問い合わせ先	52
5.3.1 e-Rad の操作方法	52
5.3.2 問い合わせ先	52
5.3.3 e-Rad の利用可能時間帯	52
5.4 研究機関、研究者情報の登録	52

第 1 章 研究提案公募にあたって

1.1 創発的研究支援事業について

1.1.1 創発的研究支援事業の概要

本事業は、特定の課題や短期目標を設定せず、多様性と融合によって破壊的イノベーションにつながるシーズの創出を目指す「創発的研究」を推進するため、既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な多様な研究を、研究者が研究に専念できる環境を確保しつつ原則 7 年間（途中ステージゲート審査を挟む、最大 10 年間）にわたり長期的に支援します。

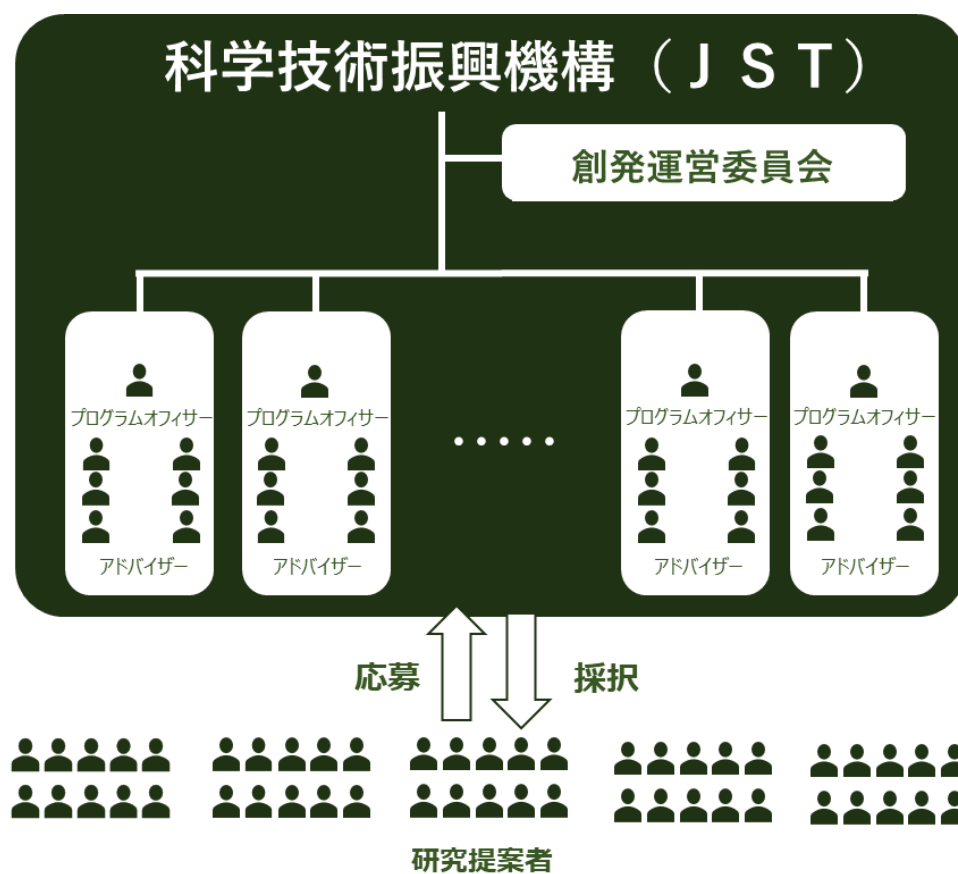
具体的には、大学等の研究機関における独立した又は独立が見込まれる若手を中心とする研究者からの挑戦的で多様な研究構想を募集します。また、創発的研究の実施機関は日本国内の研究機関に限定しますが、採択時に国内機関に所属していない日本国籍を有する研究者には、研究を実施する国内機関に異動するまで、研究開始を一定期間に限り保留する資格を与えることで、そのような海外機関に所属する研究者からの積極的な応募も期待しています。

採択後は研究者の裁量を最大限に確保し、各研究者が所属する大学等の研究機関支援の下で、創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境が確保されることを目指します。また、創発的研究を促進するため、個人研究者のメンタリング等を行うプログラムオフィサー（以下、「創発 P0」）の下、個人研究者の能力や発想を組み合わせる「創発の場」を設けることで、創造的・融合的な成果に結びつける取組を推進します。また別途、柔軟な研究中断とそれに伴う延長を可能とする仕組みや、研究環境改善のための追加的な支援など、研究者の意欲・能力を引き出すことができるような新たな仕組みの導入も計画しており、優れた人材の意欲と研究時間を最大化し、破壊的イノベーションにつながるシーズの創出を目指します。

1.1.2 創発的研究支援事業の運営について

本事業全体の運営方針の検討・立案、選考等の審議は、創発的研究支援事業運営委員会（以下、「創発運営委員会」）が行います。創発運営委員会による審議に基づき、本事業で対象となる研究分野に関して、複数の適切な創発 P0 を JST が定めます。創発 P0 は、破壊的イノベーションにつながるシーズの創出に向け、既存の枠組みに囚われない個人研究者の自由な発想に基づく挑戦的な研究を、長期的な視点で統括します。その過程においては、創発 P0 を補佐する創発的研究支援事業アドバイザー（以下、「創発 AD」）を配置し、その協力を得ながら成果の最大化に資するよう、各個人研究者への指導・進捗管理を実施します。

創発 P0 は選考・評価（ステージゲート評価、課題事後評価等）、採択された研究計画（研究費計画を含む）の精査・承認、各研究者が所属する大学等の支援の下での創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保において、創発 AD や外部評価者等の協力の下、中心的な役割を果たします。創発 P0 が取りまとめた各選考・評価結果は創発運営委員会が審議の上、JST が最終決定します。



図：創発的研究支援事業のガバナンス体制

第 1 章 研究提案公募にあたって

1.2 応募・参画を検討されている研究者の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言※）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

第 1 章 研究提案公募にあたって

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、下記のサイトをご参照ください。

（和文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JSTはダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JSTは、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JSTは女性研究者の積極的な応募に期待しています。JSTでは、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通してSDGs等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
副理事 ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとり自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

第 1 章 研究提案公募にあたって

1.2.4 オープンアクセス及びデータマネジメントプランについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を 2017 年 4 月に発表しました。本基本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

創発的研究支援事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、同データマネジメントプランに基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。

詳しくは、以下をご参照ください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/policy_openscience.pdf

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針」の運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※ 生命科学系データについては「**4.18 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について**」もご参照ください。

第 2 章 公募・選考について

2.1 研究提案の公募について

2.1.1 公募の対象となる研究提案

失敗を恐れず長期的に取り組む必要のある挑戦的・独創的な内容で、以下①～⑤のいずれかに該当するような破壊的イノベーションにつながるシーズを創出する潜在性のある多様な研究課題を求めます。

- ① 新たな科学的・技術的知見の発掘が期待されるもの
- ② 研究の多様性の観点から継続的に取り組まれるべき分野の研究であるもの
- ③ 科学的・技術的知見の「融合」によるブレークスルーや新たな研究領域の創出が期待されるもの
- ④ 革新的な技術の開発が期待されるもの
- ⑤ 研究成果の実利用・普及のための社会やシステムの転換が期待されるもの

2.1.2 募集期間及び選考日程

募集期間及び選考等の日程については、「序章（1）研究提案募集及び選考スケジュールについて」をご参照ください。

2.1.3 応募回数の制限

本事業では今回の提案募集を1回目として、2021年度、2022年度と計3回の研究提案募集を予定しています。本事業への応募は、提案時の所属機関を問わず1提案者につき3回のうち計2回までとします。

また、2020年度提案募集においては、提案時の所属機関を問わず1提案者につき研究提案を1件のみ申請することができます。今回の募集で研究提案が不受理となった場合、次回以降、計2回申請することができます（今回の募集で研究提案が受理されたものの、採択に至らなかった場合、次回以降、1回のみ申請することができます）。

なお、2021年度、2022年度の研究提案募集は場合によっては実施しないこともあります。また、募集内容（応募要件等）が変更となる場合があります。

2.1.4 研究体制

- a. 個人研究者が個人（1人）で、又は個人研究者自身が管理・指導する博士研究員、研究補助員、学生等と共に研究を進めます。必要な場合には、研究費の範囲内で新たに博士研究員、研究補助員等を雇用したり、博士課程（後期）学生がRA等として業務の補助を行う場合は、その補助業務に対して適正な対価を支払うことは可能です。

※ 詳しくは、「4.13 博士課程（後期）学生の処遇の改善について」をご参照ください。

- b. JSTは、研究環境の整備の支援、研究の広報やアウトリーチ、特許出願支援等の研究推進活動を行います。

- c. 個人研究者は、自身の所属する日本国内の機関にて研究を実施していただきます。海外の研究機関で研究費の執行を伴う研究は一切できません。

2.1.5 研究提案から採択までの流れ

(1) 課題の募集・選考

JSTは、応募要件を満たす研究者から、研究提案を募集します。選考は、創発P0が創発AD等の協力を得て行い、創発運営委員会の審議を経て最終的にJSTが採択課題を決定します。

(2) 研究計画の作成

採択後、研究者は後述するフェーズ1全期間を通じたフェーズ1研究計画書（研究費や研究体制含む）と、年度ごとの予算計画書を作成します。

※ 詳しくは、「**3.1.1 研究計画の作成**」をご参照ください。

(3) 契約

研究課題の推進にあたり、JSTは研究者が所属する研究実施機関との間で委託研究契約を締結します。

※ 詳しくは、「**3.1.2 研究契約**」をご参照ください。

2.1.6 研究期間

本事業は研究期間を7年間とし、フェーズ1（3年間）とフェーズ2（4年間）の2つのフェーズに分けます。全ての採択者はフェーズ1から研究を開始し、ステージゲート審査を通過した課題について、継続してフェーズ2の研究を行います。ステージゲート審査を通過できない場合は、フェーズ1終了を持って創発的研究を終了とします。また、フェーズ2終了時から原則毎年度の審査を条件に最大3年度まで研究を延長する場合があります。

※ ステージゲート審査については、「**3.2.1 運営スキームについて**」をご参照ください。

※ 研究期間中に研究の中断が生じた場合は、その期間に伴い、各フェーズの終了予定時期を延長します。詳しくは「**3.2.4 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度**」をご参照ください。

2.1.7 研究費（上限額）

1 課題あたり研究費（直接経費）、原則として7年間で総額5,000万円（上限）、その内フェーズ1（3年間）での総額は2,000万円（上限）とします。創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保のため、個々の研究課題の状況等に応じて、創発運営委員会、創発P0の裁量により上限額を超える配分を含め変更となる場合もあります。また、JSTは委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（直接経費の30%が上限）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

※ 提案する研究費は真に必要なものに厳選してください。不必要なものを過度に計上している場合は、審査・選考に影響を与える可能性があります。提案された研究費は、審査・選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、創発 P0 による研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「**3.1 研究計画及び契約に関する事項**」をご参照ください。

2.1.8 採択予定課題数

2020 年度研究提案募集における採択予定件数は、概ね 200 件程度です（研究提案の状況により変動します）。

2.1.9 応募要件

応募の際、以下(1)～(4)の事項について予めご承知おきください。

また、下記に加え、「**第 4 章 応募に際しての注意事項**」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

(1) 研究課題の要件

研究提案者自らの研究構想に基づく研究提案であること。

(2) 応募者の要件

採択までに以下 a～i の要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、又は不採択とします。

以下の要件は、採択された場合、当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究課題の全体又は一部を中止（早期終了）します。

- a. 応募者は、研究者となる方ご本人であること。国籍は問いません。
- b. 自らが発案した研究構想を実現するために自立して研究を推進できること。
- c. 日本国内の研究機関に在籍の上、創発的研究を実施できること。

創発的研究は日本国内の研究機関に所属している間のみ実施可能ですが、申請時の所属機関は国内外を問いません。海外機関に所属する研究者は、遅くとも 2021 年 4 月 1 日より日本国内の研究機関にて研究開始を条件に応募は可能です（ただし日本国籍を有する研究者については、研究開始の時期を採択後最大 2 年間猶予します）。詳しくは「**3.2.4 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度**」をご参照ください。

※ 企業等に所属する研究者であっても、創発的研究の趣旨に沿った個人型研究を十分に遂行できる研究者は対象となります。

※ 外国人研究者は特に以下についてご注意ください。

- ・日本語による事務処理の対応が可能であること（あるいは支援を受けつつ対応が可能な環境にあること）も要件となります。
- ・査証（ビザ）の取得、在留期間更新、在留資格変更等の手続きについては、各自にて行っていただきます。研究者が在留資格に関する要件を満たせない場合、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。
- ・研究者の身分等によって、創発的研究が、外国為替及び外国貿易法に基づき規制対象になる場合は、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。

d. 全研究期間を通じ、自身の創発的研究課題を責任をもって遂行することができる研究者であること。

※ 詳しくは、「**3.2.6 採択された研究者の責務等**」をご参照ください。

e. 以下のいずれかの経験要件を満たすこと。

- ① 2020 年 4 月 1 日時点で博士号取得後 15 年以下。
- ② 医学、歯学又は獣医学を履修する場合、博士課程修了後に、法律（医師法、歯科医師法又は獣医師法）に定める臨床研修を修了した者については、2020 年 4 月 1 日時点で博士号取得後 17 年以下。
- ③ 博士号取得後から 15 年以内（②に該当する者は 17 年以内）に、出産・育児により研究に専念できない期間があった者については、2020 年 4 月 1 日時点で博士号取得後 20 年以下（②に該当する者の場合は、博士号取得後 22 年以下）。
- ④ 博士号取得後から 15 年以内（②に該当する者は 17 年以内）に介護等にて研究に専念できない期間があった者については、①の条件に当該期間分（最大 2 年）を引き上げる。

※ 研究提案書に博士号取得年月・大学を記入し、また、博士号取得が 2005 年 3 月以前の場合、その理由を記述してください。③又は④に該当する場合は、母子手帳の写し、要介護認定の証明書写し等を追加で提出してください。必要に応じ JST が確認します。

f. 自己の責任と権限により使用することが可能な研究費（研究代表者として研究費）を、過去 2 年以内に受給していたことがある、又は受給中であること。なお、これに準ずるものとして、過去 2 年間に研究費を受給していない特段の事情がある場合などは提案書に理由を明記すること。

g. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。又は JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳しくは、「**4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について**」をご参照ください。

h. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・研究提案が採択された場合、個人研究者は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）及び研究費の不正使用を行わないこと。
- ・本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

- 以下の＜重複制限対象事業＞に示す研究費を研究代表者等として採択されている場合、応募することはできません（採択されている重複制限対象事業が最終年度の場合を除く）。なお今後、競争的研究費制度の新規設置、又は変更等により＜重複制限対象事業＞が変更になることがあります。

＜重複制限対象事業＞

- ・日本学術振興会所管の事業（科学研究費助成事業）
特別推進研究、新学術領域研究（研究領域提案型）（公募研究を除く、領域代表を含む）、学術変革領域研究（A）（公募研究を除く、領域代表を含む）、基盤研究（S）
 - ・科学技術振興機構所管の事業
未来社会創造事業（探索加速型（本格研究）及び大規模プロジェクト型）
戦略的創造研究推進事業（ERATO、CREST、さきがけ（※））
ムーンショット型研究開発事業（プロジェクトマネージャーを対象とする）
A-STEP（産学共同（本格型、シーズ育成タイプ））
 - ・日本医療研究開発機構所管の事業
革新的先端研究開発支援事業（LEAP、AMED-CREST、PRIME（※））
 - ・新エネルギー・産業技術総合開発機構所管の事業
ムーンショット型研究開発事業（プロジェクトマネージャーを対象とする）
 - ・農業・食品産業技術総合研究機構所管の事業
生物系特定産業技術研究支援センター（BRAIN）
ムーンショット型農林水産研究開発事業（プロジェクトマネージャーを対象とする）
- ※ さきがけ及びPRIMEについては、2022年3月末までに当該研究が終了する予定であれば、本年度募集への提案は可能とします。なお、創発的研究は当該研究終了後に開始するものとし、それまでの期間は研究開始の猶予期間として扱います。詳しくは、「3.2.4 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度」をご参照ください。

(3) 独立に関する条件

以下①～④の独立に関する条件を満たすこと、又は原則フェーズ1（3年間）の間に満たすこと（採択までの過程において必要に応じて独立可能性を客観的に確認する場合があります）。

- ① 自己の研究に係る論文について、責任著者の立場にあること
- ② 大学院生等の指導に責任を持つこと、又は持つ立場にあること
- ③ 研究グループを組織して研究を行う場合は、そのグループの責任者であること
- ④ 研究室を持つこと（※）

※ 独立した研究を行うために必要な研究設備や研究を遂行する部屋の管理の責任者であること。

(4) 創発的研究を実施する研究機関の要件

創発的研究を実施する研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であること
を十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなり
ません。「3.2.7 研究機関の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認
められません。採択後に責務が果たせないこと等が明らかになった場合、研究課題の中止等の措置を
とらざるを得ませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を得る
等、その点に留意してください。

2.2 研究提案の選考について

2.2.1 選考の観点

(1) 選考基準（事前評価基準）

選考基準は、以下の通りです（「2.1.9 応募要件」を満たしていることが前提です）。

- a. 本事業の趣旨に合致しているか
- b. 本提案募集の対象となる研究提案（「2.1.1 公募の対象となる研究提案」参照）であるか
- c. 研究提案者自らの構想に基づく研究提案であるか
- d. 研究構想を実現しようとする意欲があること、実現の可能性が感じられるか
- e. 必要な研究遂行能力及び体制を有しているか
- f. 研究構想の実現に向けた実践や他の研究者との議論・相互触発の取組等を通じて、新興・融合
領域の開拓、関係研究分野の継続的な発展への貢献が期待できるか
- g. 創発的研究に遂行にふさわしい研究環境の確保に向けて、必要に応じて研究機関に対し協力を
求めたり、調整したりする意志があるか
- h. 「2.1.9 応募要件」の(3)について、独立見込み（3年以内）の場合、その可能性が高いか

(2) 研究費の「不合理な重複」又は「過度の集中」

研究費の「不合理な重複」又は「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となります。詳しくは、「**4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置**」をご参照ください。

2.2.2 選考方法

スケジュールは「**序章（1）研究提案募集及び選考スケジュールについて**」をご参照ください。

(1) 選考の流れ

創発P0が創発ADや外部評価者の協力を得て、書類選考及び面接選考により選考を行います。面接選考を経て採択候補を選定し、創発運営委員会の審議を経て、JSTが最終決定します。なお、採択に当たっては、研究分野及び研究者の多様性（所属機関、性別など）も考慮します。

また、選考において、必要に応じて調査等を行うことがあります。なお、研究提案者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。

創発P0及び創発ADの氏名は、決まり次第、本事業のウェブサイトにてお知らせします。

<https://www.jst.go.jp/souhatsu/research/index.html>

※ 複数の研究分野に跨がる研究提案については、各分野の評価者による多面的な審査を行います。

評価者は、研究提案書の内容の他、e-Radにおける入力項目（研究分野（主・副））を参考に選定します。詳しくは、別紙「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」をご参照ください。

(2) 面接選考の実施及び選考結果の通知

- a. 面接選考のスケジュールは書類選考の結果が確定する前に電子メールでお知らせしますのでご確認ください。書類選考の結果、面接選考の対象となった研究提案者には、その旨を電子メールで通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてご案内します（書面の発送は行いません。e-Radに登録された電子メールアドレスに通知しますので、受信可能な状態に設定してください）。面接選考に際し、他の研究資金での申請書、計画書等の提出を求める場合があります。研究提案者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。残念ながら書類選考において不採択となった方には、その旨の書面を選考結果の確定後に電子メールにて送付いたします。

面接選考の日程は決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

<https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>

- b. 面接選考では、研究提案者ご本人に研究構想の説明をしていただきます。なお、日本語での面接を原則としますが、日本語での会話が困難な場合、英語での面接も可能です。
- c. 不採択となった研究提案者には、選考結果の確定後に選考結果を書面を電子メールに送付します。また、不採択となった研究提案者には別途不採択理由をe-Rad上に記載します。

- d. 選考の結果、採択となった研究提案者には、その旨の書面を電子メールで送付るとともに、研究開始の手続きについてご案内します。

※ 面接選考の結果、採択となる可能性が高い方には、12月上旬以降に、委託研究契約締結の可否等の確認のため、JSTより研究提案者に連絡を差し上げます（電話又は電子メールにて連絡をいたします）。

2.2.3 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JSTの規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究提案者に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。

- a. 研究提案者と親族関係にある者
- b. 研究提案者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者

※ ここでいう同一の学科・専攻等とは、最小の研究単位である研究室又は研究チーム等よりも一つ上のまとまりを指す

- c. 研究提案者と緊密な共同研究を行う者

※ 例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは研究提案者等の研究課題の中での研究分担者など、研究提案者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者

- d. 研究提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- e. 研究提案者の研究課題と直接的な競争関係にある者
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者

(2) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下、「出資先企業」）に所属する研究者を採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業に所属する研究者が提案する場合、出資先企業に所属する研究者を採択する必要性、合理性、妥当性等について審議します。

そのため、JST の出資先企業に所属する研究者が提案する場合、研究提案書の「特記事項（様式 7）」にて出資先企業に所属する研究者であることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けている企業の所属であることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※ JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※ 申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

第3章 採択後の研究推進等について

3.1 研究計画及び契約に関する事項

3.1.1 研究計画の作成

- a. 採択後、フェーズ1全体（3年間）を通じたフェーズ1研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究費計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究体制が含まれます。なお、提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究課題の研究計画の策定時に創発P0の精査、承認を経て決定します。
- b. 研究計画は、創発P0の精査、承認を経て決定します。創発P0は選考過程、研究者との意見交換、日常の研究進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。
- c. 創発P0は、研究成果最大化等のため、研究課題の研究計画の決定にあたって、研究課題間の融合・連携等の調整を行う場合があります。

※ 研究計画で定める研究体制及び研究費は、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究期間の途中で見直されることがあります。

3.1.2 研究契約

- a. 研究課題の採択後、JSTは研究者の所属する研究機関との間で委託研究契約（※）を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.2.7 研究機関の責務等」をご参照ください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。
- d. 個人研究者が所属機関を移籍することになった場合、当該研究が支障なく継続できるという条件で研究の継続は可能です。異動に伴う個人研究者の交代はできません。なお、研究費（直接経費）により取得した物品については、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移動する必要がある旨、研究契約に規定しております。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、近日中にウェブサイトにて公開します。

3.1.3 研究費

JSTは委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の30%）を加え、委託研究費として研究機関に提供します。また、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学

等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（大学等を除く。主として民間企業等の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、近日中にウェブサイトにて公開する予定の事務処理説明書等をご参照ください。

(1) 研究費（直接経費）

研究費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます（注3）。

a. 物品費：新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費

※ 新たな研究設備・機器の購入にあたっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下、「機器共用システム」）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「**4.12 研究設備・機器の共用促進について**」をご参照ください。

b. 旅 費：個人研究者及び研究計画書記載の研究参画者等の旅費

c. 人件費・謝金：個人研究者及び研究計画書記載の研究参画者等の人件費・謝金

※ ただし、国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金（交付金・補助金等）に対する人件費の置き換えが認められない場合は、直接経費により支出することができません。※ 個人研究者自身の人件費への支出の上限は原則年間 70 万円とします（注1及び注2）。当該経費を支出する場合には、別途事務処理説明書において必要な要件や手続きの方法を定めていますので、ご確認ください。

d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費、外注費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）

※ 研究以外の業務の代行経費（バイアウト経費）への支出の上限は原則年間140万円とします（注1及び注2）。当該経費を支出する場合には、別途事務処理説明書においても必要な要件や手続きの方法を定めていますので、ご確認ください。

※ 研究を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

（注1） 個人研究者自身の人件費、および研究以外の業務の代行経費（バイアウト経費）の運用については、文部科学省より示される方針に沿って運用されます。そのため公募期間内に、同方針が示された場合は、改めてお知らせします。

（注2） c. の個人研究者自身の人件費への支出とd. のバイアウト経費への支出の合計支出は、本事業に従事したエフォートの範囲内で上限を年間210万円とします。

(注 3) 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの

(2) 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年 7 月 18 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

(3) 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています。なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱が異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります。なお、研究期間の終了が 3 月末とならない場合は、本事業で雇用される研究補助員等の契約に配慮し、研究費の増額を伴わないことを条件に、創発 P0 及び JST の承認の下、契約期間を研究期間最終年度の 3 月末までとすることが可能です。

3.2 研究推進に関する事項

3.2.1 運営スキームについて

本事業は研究期間を原則 7 年間とし、その中でフェーズ 1（3 年間）、フェーズ 2（4 年間）の 2 つの研究フェーズを設けます。全ての新規採択者はフェーズ 1 から研究を開始し、フェーズ 1 終了時にはフェーズ 2 移行を判断するためのステージゲート審査を実施します。ステージゲート審査を通過した課題については、継続してフェーズ 2 の研究を行います。ステージゲート審査を通過できない場合は、フェーズ 1 終了を持って創発的研究を終了とします。

(1) ステージゲート審査の審査基準

フェーズ 1 終了課題に対するステージゲート審査時の審査基準は以下の通りとします。

- a. 研究構想に基づく着実な研究進捗・試行錯誤が確認できたか。
- b. リスクを恐れず、果敢に挑戦し続ける強い意欲があるか

- c. 創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保に向けた取組に進捗がみられたか
- d. 創発会議（「3.2.3 「創発の場」の形成」参照）への積極的な参加、協力がみられたか
- e. 提案時の独立に関する条件（「2.1.9（3）独立に関する条件」の①～④項）を満たしたか

（2）ステージゲート審査の実施方法

フェーズ1終了の約半年前を目安に、創発P0が創発AD等の協力を得て、審査を実施し、JSTが決定します。

ステージゲート審査の結果は、フェーズ移行後の研究計画の調整（研究費の増額・減額、研究体制の見直し等を含む）に反映し、また、研究課題の早期終了（中止）の措置を行う場合があります。

（3）フェーズ2終了後の延長

本事業において研究期間を延長することで大きな成果が期待され、かつ他による支援が困難である場合で、支援終了が国際競争の観点から悪影響を及ぼすと認められる等の研究課題については、フェーズ2終了後、原則として、創発P0の毎年度の承認により、例外的に最大3年度まで研究を延長することがあります。

事後延長の可否を決める審査は研究終了前の適切な時期に実施します。

3.2.2 創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保

本事業では、研究者の裁量を最大限に確保し、各研究者が所属する大学等の研究機関の支援の下で、創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境が確保されることを目指すこととしています。例えば、所属機関には「本事業の予算は限定的であることから、本事業で支援する研究者が利用できる研究機器の共用」や、「大学教員の研究時間は年々短くなっていることから、研究時間確保のための所属機関の配慮・支援」など、研究者の置かれた状況に応じた、きめ細やかな支援を期待します。なお、本事業で支援する研究者が創発的研究に集中できる研究環境を確保するため積極的かつ秀でた支援を実施した所属機関に対しては、審査のうえ、追加的に当該研究機関を取り巻く研究環境改善のための支援を行う予定です。

※ 創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保に向けた取組の具体的方策については、現在、検討中です。その詳細等は決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>

3.2.3 「創発の場」の形成

本事業では、異分野研究の理解と融合研究を目的とした「創発の場」をJST及び個人研究者の主導で運営します。個人研究者には、創発P0、創発ADや多様な外部専門家等とともに研究分野や所属機関の

ある地域等の括りごとで開催する合宿形式の創発会議（原則として半年ごと）に参加し、研究成果の発表・議論を行っていただきます。

創発 PO、創発 AD や多様な外部専門家等と議論・交流をするとともに、個人研究者同士がお互いに切磋琢磨し相互触発することを通じて、研究者として目指す姿やビジョン、将来の発展的な研究構想を描いたり、チーム型研究の発足等に資するネットワーク構築が促されることを狙いとしています。

また、研究者の自主的な企画による各種会議（勉強会、公開イベント等）の開催も「創発の場」の一環として推奨し、JST も企画・運営を支援します。

この他、創発 PO や創発 AD による各研究者へのサイトビジット等により個々の研究内容や創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保に向けた取組に対する助言・指導を行います。

3.2.4 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度

(1) 研究の中断と延長制度

下記①～④に該当する事由により個人研究者が創発的研究を継続することが難しい場合、創発 PO 及び JST の承認の下、研究を一時中断することが可能です。中断期間に応じて、中断時におけるフェーズの研究期間の延長を可能とします。この場合、JST は研究中断により未使用となった研究費と同額を、再開後に措置します。中断期間については、個人研究者と創発 PO、および JST による協議で決定します。

① ライフイベントが発生した場合（出産・育児・介護）

② 本事業以外の制度を利用した海外機関への長期滞在

※ 本事業以外の外部資金制度による海外研修制度や海外研究者との共同研究など、研究者本人のキャリア構築に資する国際連携活動のため、海外研究機関に滞在し、創発研究への一定水準（創発 PO が設定）以上のエフォートを充てることができない場合

③ 大規模災害等による研究機関への被害発生時

④ その他、創発運営委員会、創発 PO、JST が承認した、研究を中断せざるを得ない事情が発生した場合

(2) 研究開始の猶予制度

採択時に海外機関に所属している日本国籍を有する研究者については、創発的研究を実施する国内機関に異動するまでの間、採択者の資格を持ったまま、研究開始を猶予します。また、採択時に JST さきがけ、及び AMED PRIME（2022 年 3 月末までに終了予定の研究課題に限る）を受給中の個人研究者についても、さきがけ、及び PRIME が研究終了するまで研究開始を猶予します。

ただし、研究開始に当たっては、採択時に満たしていた応募要件（「2.1.9 応募要件」参照）が引き続き満たされていることが条件となります。

(3) 研究の中断、及び研究開始の猶予の上限

上記「(1) 研究の中断と延長」に基づく研究の中断期間、及び「(2) 研究開始の猶予制度」に基づく研究開始の猶予期間は、1 人の個人研究者につき 2 つの制度を合わせて計 2 年間までとします。

3.2.5 研究課題評価

- a. 創発 P0 は、創発 AD 等の協力を得て、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に研究課題の事後評価を実施します。
- b. 上記の他、創発 P0 が必要と判断した時期に課題評価を行う場合があります。

3.2.6 採択された研究者の責務等

- a. JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- b. 提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。
 - ① 募集要項等の規定及び所属機関の規則を遵守する。
 - ② 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用等を行わない。
 - ③ 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI）e - ラーニングプログラム）の受講について周知徹底する。詳しくは、「**4.22 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について**」をご参照ください。また、研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。
- c. 研究の推進及び管理等に関し、以下の対応をしていただきます。
 - ① 研究者には、研究の推進全般、研究成果等について責任を負っていただきます。また、研究の推進に必要な研究実施場所・研究環境を整える責任があります。なお、研究実施場所・研究環境が研究の推進において重大な支障があると認められる場合には研究課題の中止等の措置を行うことがあります。
 - ② JST（創発 P0 を含む）に対する所要の研究計画書や研究報告書等の提出や、研究評価への対応をしていただきます。また、創発 P0 が随時求める研究進捗状況に関する報告（定期的な年次報告書などを含む）等にも対応していただきます。

- d. 個人研究者には、研究費の執行管理・運営、事務手続き、研究参加者の管理、出張等について責任を負っていただきます。研究参加者や、特に本事業の研究費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。
- e. 若手の博士研究員を研究費で雇用する場合は、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。面接選考会において研究費で雇用する若手博士研究員に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画（※）について確認します。詳細は、「4.13 博士課程（後期）学生の処遇の改善について」をご参照ください。
- ※ 当該活動計画に基づく活動の一部は、研究エフォートの中に含めることができます。
- f. 創発会議を含む「創発の場」の各種イベントに参加いただくとともに、企画立案及び運営にご協力していただきます。
- g. 研究成果の取り扱いについて、以下の対応をしてください。
- ① 国費による研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。
 - ② 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等で発表する場合は、創発的研究支援事業の成果である旨の記述を行ってください。
 - ③ JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウム等に参加し、研究成果を発表していただきます。
 - ④ 知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願（又は申請）していただきます。
- h. 科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください。
- ※ 詳しくは、「4.17 社会との対話・協働の推進について」をご参照ください。
- i. JST と研究機関との間の研究契約及び JST の諸規定に従っていただきます。
- j. JST は、研究課題名、研究参加者や研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）及び内閣府へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、研究代表者等に各種情報提供をお願いすることがあります。
- ※ 詳しくは、「4.24 e-Rad からの内閣府への情報提供等について」をご参照ください。
- k. 創発的研究支援事業の事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。
- l. 所属機関の協力の下、個人研究者がより研究に専念できる環境の整備を行い、研究活動時間を職務活動全体（研究活動、教育活動、社会サービス活動等）に対し、下記割合以上のエフォートを確保してください。
- ・理学系：55%
 - ・工・農学系：45%

・医学系：35%

※ エフォートの考え方については、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

- m. 応募時点に「2.1.9 (3) 独立に関する条件」を満たしていない個人研究者は、フェーズ1期間中に条件を満たすことができるように努めてください。

3.2.7 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。特に以下 a. ～1. に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められません。採択後に責務が果たせないこと等が明らかになった場合、研究課題の中止等の措置をとらざるを得ませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関事前承諾を得る等、留意してください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、委託研究契約書（※）、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、又は当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 委託研究契約書の雛型については、近日中にウェブサイトにて公開します。

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定/平成26年2月18日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.20「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」参照）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります（「4.21「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」参照）。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 a. b. c 記載のガイドラインの内容を研究参加者に十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。

- e. 研究機関は、研究費執行にあたって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です）。
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、又はその旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生など研究機関の職務発明規定が適用されない方が研究参加者となる場合は、当該学生などが発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生などが行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生などと契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生などに不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

研究成果に係る知的財産権について、JST との契約期間が終了した後も産業技術力強化法第 17 条に関連した JST への通知や申請といった報告義務は継続されます。研究機関にて適切な管理と報告体制の整備をお願いします。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国又は地方公共団体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります）。
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講及び修了を義務付け

ています（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行にあたっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。
- m. 本事業では、各研究者が所属する大学等の研究機関の支援のもと、創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境が確保されることを目指すこととされています。例えば、所属機関には「本事業の予算は限定的であることから、本事業で支援する研究者が利用できる研究機器の共用」や、「大学教員の研究時間は年々短くなっていることから、研究時間確保のための所属機関の配慮・支援」など、研究者の置かれた状況に応じた、きめ細やかな支援を期待します。特に、応募時点に「**2.1.9 (3) 独立に関する条件**」を満たしていない個人研究者が、フェーズ 1 期間中に当該条件を満たすことができるよう配慮をお願いします。なお、本事業で支援する研究者が創発的研究に集中できる研究環境を確保するために、積極的かつ秀でた支援を実施した所属機関に対しては、審査のうえ、追加的に当該研究者を取り巻く研究環境改善のための支援を行う予定です。

※ 創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保に向けた取組の具体的方策については、現在、検討中です。その詳細等は決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>

3.2.8 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取組の一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画促進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.2.9 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース（JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>）は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」(50 ページ) をご参照ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム (eAPRIN (旧 CITI) を含む) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI) を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN (旧 CITI) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講することができます。

該当する場合は、下記 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号 (数字 7 桁+ARD) を申告してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

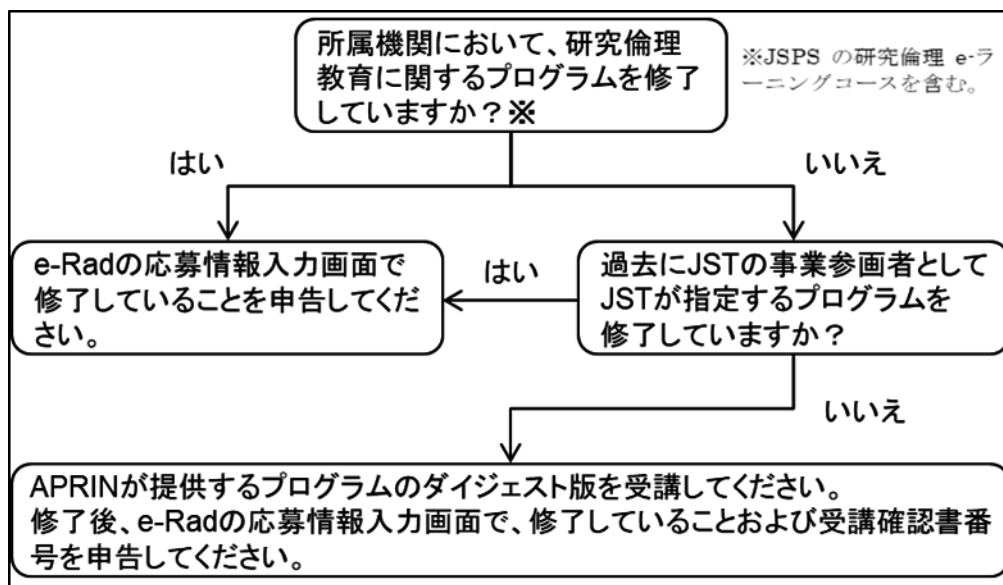
国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 創発的研究支援事業推進室

E-mail : souhatsu-application@jst.go.jp※電子メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。



図：研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN（旧 CITI）の単元を修了している場合を除きます）。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金及び提案公募型研究資金（以下、「競争的資金等」）が配分される研究の名称及びその内容）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。以下同じ）の複数の競争的資金等が不合理に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当（JST 創発的研究支援事業推進室）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループに当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当（JST 創発的研究支援事業推進室）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

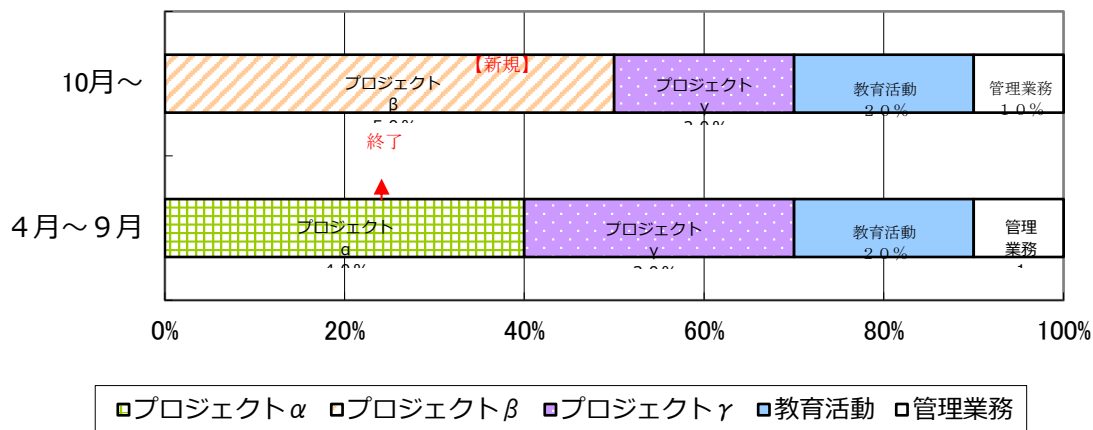
エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要な時間の配分割合」※を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。

- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正）

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(1) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下、「不正使用等を行った研究者」）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※5
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※3	1. 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	2. 1 以外	① 社会への影響が大きく、 行為の悪質性も高いと判断 されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、 行為の悪質性も低いと判断 されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的資金等を受給した研究 者及びそれに共謀した研究者			5 年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者 ※4			善管注意義務を有する研究 者の義務違反の程度に応 じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

※3 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※4 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※5 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(3) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、2020 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、2019 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告が必要となります（複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

4.8 繰越について

研究の進捗に伴い、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については近くウェブサイトにて公開する府省共通経費取扱区分表を参照してください。

4.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、各年度について直接経費総額の 50% 以内としています。

4.11 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金等において以下のとおり対応しています。

(1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

(2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

(3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

※ 研究終了が 3 月 31 日以外の場合、原則終了日の 61 日後を提出期限とします。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日 文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日 総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各

大学等において「設備サポートセンター整備事業」や「新たな共用システム導入支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。なお、JST を含む 5 資金配分機関（※）が所管する競争的研究費の複数制度で、共同して利用する設備を購入する場合、複数制度の研究費の合算による購入を可能としています。加えて、同一の研究者が複数制度の研究費を合算し設備を購入することも可能としています。

※ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の 5 機関

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」
(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216011.pdf

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○競争的資金における使用ルール等の統一について
(平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuruuru.pdf

○「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」（平成 29 年 7 月 20 日改正）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1337578.htm

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

○「新たな共用システム導入支援プログラム」
https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2019.pdf

4.13 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各大学や研究開発法人における TA（ティーチング・アシスタント）や RA（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程（後期）学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合

パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標として、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費におけるRA等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

この他、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿 ～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」(審議まとめ)(平成31年1月22日中央教育審議会大学分科会)や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—中間まとめ」(令和元年10月24日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)においても、競争的資金や企業との共同研究等を含め多様な財源を活用した支援が必要であるとされ、博士課程(後期)学生のRAへの積極雇用や処遇の充実やTAの充実、研究時間確保に向けた取組としてもTAの積極的な導入による教員の授業負担の軽減が求められています。

また、博士課程(後期)学生がRA等として業務の補助を行う場合は、その補助業務に対して適正な対価を支払う必要があります。

これらを踏まえ、本事業においては、本事業の趣旨や個人研究者の研究構想に合致する範囲内で、その研究の遂行に必要な博士課程(後期)学生を積極的にRA・TAとして雇用するとともに、給与水準については生活費相当額とすることを目指しつつ、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程(後期)学生の補助業務に要する経費も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・生活費相当額の給与水準として、年額では180～240万円程度、月額では15～20万円程度とすることが推奨されていますので、それを踏まえて資金計画を立ててください。その際、業務の性質や内容を踏まえつつ、時間単位に基づく支払い以外にも月単位や年単位に基づく支払いを行うことも考えられます。

※生活費相当額の給与水準(年額180～240万円程度)について

第5期科学技術基本計画では生活費相当額として年額180万円が想定されていることと、優秀な博士(後期)課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)の支給額を参考とし、生活に必要な額の範囲の目安として年額180万～240万円としています。

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程

(後期) 学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」(平成 31 年 4 月 23 日 文部科学省)や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—中間まとめ」(令和元年 10 月 24 日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日 文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業を活用して、特任教員やポストドクター等の若手研究者の雇用の一部に充てようとする場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究実施中のフェーズを任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5 年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

4.15 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」(平成 23 年 12 月 20 日 科学技術・学術審議会人材委員会)において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関及び研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和 2 年 2 月 12 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業で雇用される若手研究者のエフォートの一定割合(20%を上限とする。)について、所属研究機関からの承認が得られた場合は、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動への充当

を可能としております。詳しくは、下記を参照してください。

○JST 競争的研究費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施について

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

4.16 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的な用途に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下、「外為法」）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を国内において非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。法令上の技術の提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・電子メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識・ノウハウの提供やセミナーでの技術支援、非公開の研究集会での未発表成果の講演なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、国際共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

4.17 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組や、多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組が求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

（参考）「第 5 期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

4.18 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4

月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータ及びデータベースについて、同センターからの公開をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

4.19 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には、本事業で定める体系的番号を記載してください。体系的番号は採択された個人研究者ごとに個別に案内します。

4.20 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

- (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）※の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金

の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- (2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和2年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※ なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

4.21 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

- (1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下、「研究不正行為チェックリスト」)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和2年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※ なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

a. 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降

の契約についても締結しないことがあります。

b. 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下、「文部科学省関連の競争的資金制度等」）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下、「他府省関連の競争的資金制度」）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10 年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
		上記以外の著者		2～3 年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3 年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2 年

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

c. 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

d. 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、

事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.22 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.23 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

4.24 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年 1 月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経

費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

4.25 研究者情報の researchmap への登録について

本事業では、JST が運営する研究者情報データベース（researchmap（※））を業績情報のマスターデータベースとして、今後、実績報告等の様々な場面で活用していくことを予定しています。また、researchmap のコミュニティ機能を用いて各種ファイルの配布やイベントの案内などの事業運営で活用します。そのため、採択された個人研究者の方には researchmap への登録が必須となりますので、未登録の方は早めの登録をお勧めします。

researchmap へ登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されております。researchmap への登録、業績情報等の入力・更新をお願いします。

※ researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録したプロフィール情報及び業績情報は、公的機関が運営するサービスとして継続的に安定的な運用を行っており、インターネットを通して公開しております。また、researchmap は e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなり研究活動の付帯作業が効率化されます。

4.26 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.27 「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」について

文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としています。

第1回となる令和元年度は、合計8件のサービス（国際広報、産学マッチング、装置の従量課金利用、共同研究者探索、事業化支援、研究機器の資産管理・保守・中古売買等）を認定サービスとして決定しました。

各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページよりご覧いただけます。ぜひご活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00003.htm

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について

○府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項

研究提案の応募は、以下の通り e-Rad（<https://www.e-rad.go.jp/>）を通じて行います。

特に以下の点にご留意ください。

- 募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。
- e-Rad にログインする際の動作確認済環境
e-Rad の動作確認済環境は IE、Firefox、Chrome、Edge です。ご注意ください。
https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html
- 事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。
詳細は「5.4 研究機関、研究者情報の登録」をご参照ください。
- e-Rad への情報入力、募集締切から数日以上余裕を持ってください。
e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。
- 入力情報は「一時保存」が可能です。
応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は「別紙：府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法」の「■応募情報の一時保存・入力の再開について」をご参照ください。
- 研究提案提出後も「引き戻し」が可能です。

募集締切までは、研究者自身で研究提案を引き戻し、再編集する事が可能です。詳細は「別紙：府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法」の「■提出した応募情報の修正「引き戻し」について」をご参照ください。

募集締切当日は「引き戻し」を極力行わないでください。募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあります。

5.2 e-Rad による応募方法の流れ

(1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、研究機関の事務担当者による登録が必要です。

※詳細は、「5.4 研究機関、研究者情報の登録」をご参照ください。



(2) 募集要項及び研究提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、募集要項と研究提案書様式をダウンロードします。



(3) 研究提案書の作成（3 MB 以内を目途）



(4) e-Rad への応募情報入力



(5) 研究提案の提出

研究提案書（必要に応じて、経験要件（「2.1.9 応募要件(2) 応募者の要件 e.」参照）の証明書等も含む）をアップロードし、提出します。

- 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。
- 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

5.3 利用可能時間帯、問い合わせ先

5.3.1 e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

5.3.2 問い合わせ先

制度・事業そのものに関する問合せは JST にて、e-Rad の一般的な操作方法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

本章及び e-Rad ポータルサイトをよくご確認の上、お問い合わせください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業や提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST創発的研究支援事業推進室（公募担当）	＜お問い合わせはかならず電子メールでお願いします＞ E-mail : souhatsu-application@jst.go.jp [募集専用] 電話番号：03-5214-7276 [募集専用] 受付時間：10:00～12:00 13:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く [電話でご質問いただいた場合でも、原則電子メールでお願いすることになりますので、ご承知おきください]
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	電話番号： 0570-066-877（ナビダイヤル） 受付時間：9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

○ 本事業の公募のウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>)

○ e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>)

5.3.3 e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5.4 研究機関、研究者情報の登録

研究機関は、応募時まで e-Rad に登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）より研究機関登録様式をダウンロードして、郵送で登録申請を行ってください。ただし、提案者が海

外研究機関に所属している場合には、採択後に JST にて研究機関登録を行います。研究者 ID に登録されている所属は無し（府省共通研究開発管理システム）のままで応募画面に進んでいただき、「個別項目」タブにご所属機関の名称をご記入ください。また、その場合には下記の通り、提案者ご本人にて e-Rad のログイン ID・パスワードを取得していただく必要があります。

応募者は、e-Rad に研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを事前に取得する必要があります（既に他の公募への応募の際に登録済みの場合、再登録は不要です）。

取得手続きは以下の通りです。**2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。** 詳細は、ポータルサイトをご参照ください。

(1) 国内の研究機関に所属する研究者

作業者：研究機関の事務担当者

登録内容：研究機関及び研究者情報

(2) 国外の研究機関に所属する研究者、又は研究機関に所属していない研究者

作業者：提案者本人

登録内容：研究者情報

募集要項及び研究提案書の様式の取得については、研究提案募集ウェブサイトにて公開している別紙「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法」をご参照ください。

アドレス：<https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>

創発的研究支援事業 研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>

に最新の情報やよくあるご質問を掲載していますので、あわせてご参照ください。

【問い合わせ先】※選考経過や採択に関する問い合わせには、一切応じられません
お問い合わせはかならず電子メールでお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

創発的研究支援事業推進室

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

E-mail : souhatsu-application@jst.go.jp [募集専用]

電 話 : 03-5214-7276 [募集専用]

(受付時間 : 10:00～12:00 13:00～17:00※)

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

[電話でご質問いただいた場合でも、原則電子メールでの対応をお願いすることになりますので、ご承知おきください]